

丹波市いじめ防止基本方針

令和4年4月改定
丹波市

はじめに

すべての児童生徒が安全・安心が保障された環境の中で生き生きと学び、健やかな成長をとげてくれることは社会全体の切なる願いである。また児童生徒一人一人が将来への「夢」や「志」をもち、その実現に向け思う存分その力を発揮できるような環境を整えることは大人の責務である。

しかし、近年いじめにより児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が多発している。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりか、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、いじめは、いじめを行う児童生徒だけでなく、同調したり、はやしたてたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」によって行われることもあり、これらの児童生徒を再びいじめに向かわせないための取組が必要になる。

次代を担う子どもたちの心や身体に大きな傷を負わせることになるいじめは絶対に防がなくてはならない。また、そのためには、市民全員があらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」という認識を共有し、学校内外でいじめを許さない風土づくり、安全・安心な社会づくりを推し進めていくことが強く求められる。

丹波市では、「ふるさとを愛しこころ豊かでたくましい人づくり」の基本理念を掲げ、「地域に誇りを持ち 自分たちの未来を創る 人づくり」～一人ひとりが未来の創り手に～を基本目標に、すべての子どもたちが、健やかな人間関係づくりや仲間との絆づくりを通して誰もが安心して学ぶことができる学級・学校づくりを推進している。その中で、これまでに実施してきた取組や児童生徒の実態を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「丹波市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

いじめ問題の解決のためには、大人が児童生徒の健やかな成長に必要な力をしっかりと養成するとともに、児童生徒がいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に解決していこうとする力を育成していくことが必要である。そのためには、丹波市、学校、家庭、地域住民、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組まなければならない。

市基本方針は、このような基本理念をもとに策定することとする。

はじめに

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
1	いじめの基本認識.....	1
(1)	いじめの定義	1
(2)	具体的ないじめの態様（例）	1
(3)	いじめの基本認識.....	1
2	いじめの未然防止.....	2
3	いじめの早期発見.....	2
4	いじめへの対処	2
5	家庭や地域との連携について.....	2
6	関係機関との連携について	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容.....	3
1	いじめの防止等のために丹波市が実施する施策	3
(1)	市基本方針の策定	3
(2)	いじめの防止等のための組織の設置.....	3
(3)	いじめの防止等のために丹波市が実施するその他の施策.....	4
2	いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
(1)	いじめの防止のための学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2)	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	7
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	8
3	重大事態への対処.....	10
(1)	市教育委員会又は学校による調査	10
(2)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	12
4	資料の保管.....	13
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	13

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

市基本方針は、いじめの防止等（いじめの基本認識、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、学校と家庭・地域・関係機関等との連携等）について以下に示す基本的な考えを基に策定する。なお、市基本方針でいう学校とは、法第2条第2項の規定による。

1 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）。

(2) 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2 いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒、どの学級・学校でも起こり得るという認識、またどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、児童生徒をいじめ被害から守り、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が日常的に積極的に取り組む必要がある。

このため、丹波市では、学校の教育活動全体を通じ、全児童生徒に「いじめは人として決して許される行為ではない」ことへの理解を深めさせることをはじめ、いじめに向かわない態度・能力、ストレスに適切に対処できる力、自己有用感や自己肯定感を育む教育指導に粘り強く、精神的に取り組むこととする。学校は「いじめの未然防止のための取組は、新たな取組を強いる特別の教育ではなく、学校教育の質の一層の向上を目指し、学校に秩序と活力を生み出す教育である」との認識のもと、いじめの未然防止のために学校をあげてその取組を推進する。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。ただ、目に見えやすい「暴力を伴ういじめ」に比べ、「暴力を伴わないいじめ」の発見や対応は難しい。それはいじめが大人の見えにくいところで行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりすることに起因する。それゆえ、たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期に積極的に児童生徒と関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知することが大切である。

また、児童生徒がいじめの傍観者とならないよう、一人一人がいじめを許さない強い気持ちを持ち、いじめを見つけたら自分たちの手でいじめを克服しようとする意識を醸成することが必要である。

このため、丹波市では、いじめを自らの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できる力の育成、児童生徒がいじめを相談しやすい体制の整備、教師のいじめ認知能力の向上を図るとともに、それが実効的に機能する対策を講じることとする。

4 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応することが必要である。このとき、被害児童生徒を守り通すとともに、一定の配慮の下、加害児童生徒に対しては同じことを繰り返さないために毅然とした指導を行う。また、いじめへの対処は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら関係機関・専門機関等とも緊密に連携し、対応に当たることが必要である。

このため、丹波市では、いじめ（重大事態を含む）を発見したとき又は通報を受けたときの対応、いじめられた児童生徒又はその保護者への支援、いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけ、インターネット上のいじめへの対応等について、学校への十分な周知を図り、いじめ発生時に迅速かつ適切に対応できるようにする。

5 家庭や地域との連携について

いじめ問題の克服のためには、家庭や地域との連携が不可欠である。学校関係者と家庭、地

域との密接な連携が、児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、いじめの未然防止、早期発見、対処に大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、丹波市では、いじめ問題の克服に向け、あらゆる機会を通じて家庭や地域との連携を促進していくこととする。

6 関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、こども家庭センター、地域の関係機関等との連携が必要である。このため、丹波市では、後述するいじめ防止対策組織を構成する関係機関との情報交換を適宜行うなど、日頃から「顔の見える連携」を図っていくこととする。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために丹波市が実施する施策

(1) 市基本方針の策定

法の趣旨を踏まえ、国・兵庫県の基本方針を参考にして、丹波市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、市基本方針を策定する。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

① 丹波市いじめ問題対策連絡協議会の設置

丹波市のいじめ対策の状況を的確に把握するとともに、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置する。この組織を構成する機関等は、小中学校、丹波警察署、川西こども家庭センター丹波分室その他関係機関とする。

② 丹波市いじめ問題専門委員会の設置

丹波市のいじめ防止等の対策を実行的に行うため、また、法第28条第1項による調査審議を行うため、いじめ問題専門委員会を設置する。この委員会は、弁護士、精神科医、識見を有する者、心理又は福祉の専門家のうちから、職能団体等からの推薦を受けた者により組織する。

③ いじめ対応プロジェクトチームの設置

学校からいじめに関する報告を受けたときに適切な支援を行うために、丹波市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）学校教育課内にいじめ対応プロジェクトチームを設置する。

重大事態と思われる案件については、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、調査主体を決定する。

④ 学校いじめゼロ支援チームの設置

教職員研修やいじめ防止教育の推進を図るため、また児童生徒や保護者からいじめに関する相談を受けるために、いじめ対応プロジェクトチーム内に学校いじめゼロ支援チームを設置する。

いじめを早期発見するための定期的な調査等を実施するとともに、学校のいじめ対策について指導助言を行う。このチームの構成員は、教育相談員、指導主事とする。

これらの組織及び学校に設置されているいじめ対応チームは、密接な連携の下にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの発生時の対処に当たるものとする。

また、いじめ対応プロジェクトチーム及びいじめ対応チームは、関係機関や関係部課と連携し、必要に応じてケース会議等を開催することとする。

(3) いじめの防止等のために丹波市が実施するその他の施策

① 丹波市として実施する施策

丹波市が地方公共団体として実施する施策を次のように定める。

ア) いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

イ) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制として、

- ・ 学校いじめゼロ支援チーム
- ・ 教育相談室
- ・ 丹波市健康福祉部自立支援課家庭児童相談係

を設置するなど体制の整備を図るとともに、あらゆる機会を通して関係者に周知する。

なお、ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン、ひょうごっ子悩み相談センター、ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口、兵庫県教育委員会丹波教育事務所分室、川西こども家庭センター丹波分室等の相談窓口についても、市の窓口とあわせて関係者に広報・周知する。

ウ) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象にした啓発活動を行うとともに、前項の相談窓口について周知するなど、家庭への支援を行う。

エ) いじめの防止等のための対策が生徒理解や児童福祉などの専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者の確保等必要な措置を講ずる。

オ) いじめの防止及び早期発見のための方策等をはじめとするいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況について調査研究を行うとともに、それらを検証し、その成果を普及する。その際、国や県の調査研究結果も積極的に活用するように努める。

カ) いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、さまざまな機会を通じて広報したり、啓発活動を行ったりする。

キ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、当該児童生徒及びその保護者に適切な支援又は指導を行うために、学校相互の連携協力体制を整備する。

ク) 必要に応じて学校におけるいじめの防止等の取組を点検するとともに、必要な措置を講ずることにより、学校の取組の充実を促す。

ケ) より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや自治協議会等との連携促進を図るとともに、学校運営協議会、学校評議員やアフタースクール等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

コ) 重大事態への対処

丹波市長（以下「市長」という。）は、法第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、調査組織を設けて再調査を行う等の方法により、市教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。なお、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

丹波市及び市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

② 市教育委員会として実施する施策

市教育委員会が自ら実施したり、学校において適切に実施されるよう支援したりする施策を次のように定める。

ア) 就学前の段階から機会をとらえて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようになるよう、取組を促す。

イ) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動、特別活動の一層の充実を図る。

ウ) 異年齢交流や児童生徒が主体となって参画する活動への支援を行うとともに、児童生徒、保護者、教職員にいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

エ) いじめの未然防止や早期発見のため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。なお、実施した調査用紙については、各校において一定期間保存する。

オ) 学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室等のいじめ相談窓口を広く広報することにより、児童生徒、保護者、教職員がいじめに関する相談をしやすい体制を構築する。

カ) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修や指導助言のために、学校いじめゼロ支援チーム等を派遣するなどの取組を充実させる。

キ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実と児童生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を実施する。また、インターネット上のトラブルの早期発見や児童生徒の実態把握を行う体制を整備する。

ク) いじめに対する措置

市教育委員会は法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、

学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ、学校いじめゼロ支援チームを活用することもできるものとする。

市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法の規定に基づき、当該児童生徒に出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を速やかに講ずる。また、この措置がいじめを行った児童生徒の心の成長を促すためのものになるよう十分配慮する。

ケ) 重大事態への対処

市教育委員会及び学校は、法第28条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

市教育委員会又は学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

コ) 市教育委員会は、出席停止の手続きに関し、学校や保護者に周知する。

サ) 学校評価及び教職員人事評価・育成システム実施時の留意点

市教育委員会は、学校評価や教職員人事評価・育成システムの実施時において、いじめに関する項目を設け、次のような観点で評価したり、評価結果を活かす取組を行ったりするよう、各学校に必要な指導・助言を行う。

- ・いじめの有無やその多寡のみで評価しないこと。
- ・日頃からの児童生徒理解、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置、また迅速・適切で組織的な対応等について、具体的な取組状況や達成状況を評価すること。

シ) 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務能率の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みを整えることにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) いじめの防止等のための「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、次の諸点に留意し、自校のいじめの防止等の取組の基本的方向や取組内容をまとめた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を次の点に留意して定め

るものとする。

- ① 学校基本方針策定に当たっては、国の基本方針、兵庫県及び市基本方針を参考にする。
- ② 学校基本方針は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。
- ③ 学校基本方針に実効性を持たせるために、取組内容等はできるだけ具体的に明示する。
- ④ 学校基本方針の策定・見直しに際しては、保護者や地域住民の参画の下にそれを行うとともに、児童生徒の意見も取り入れるものとする。
- ⑤ 策定した学校基本方針は、毎年見直し、学校だよりやホームページに掲載するなどにより、保護者や地域住民、児童生徒への周知を図る。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うために、その中核となる常設の組織としていじめ対応チームを設置する。児童生徒及び保護者に対しては、学校がいじめ対応チームの存在及び活動が容易に認識されるような取組を実施する。

① いじめ対応チームの役割

- ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- イ) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
- ウ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- オ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応
- カ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- キ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ク) 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し（P D C Aサイクルの実行を含む。）

② いじめ対応チームの構成

- ア) 校長、教頭、養護教諭、生徒指導（いじめ担当）教員、スクールカウンセラー等から、学校の実情に応じ、組織的対応の中核として機能するように編成する。
- イ) 個々のケースに応じて柔軟な組織にすることも有効である。
- ウ) 法の趣旨に合致する範囲で既存の学校組織を活用することも可能である。
- エ) 重大事態の調査のために学校がその調査を行う場合には、この組織を母体としつつ心理・福祉等の専門家を加えるなどして対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

「いじめを生まない土壌づくり」がいじめの未然防止の基本である。そのために、次の取組を粘り強く進める。また、未然防止の取組の状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

- ア) 「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。(教職員の共通理解、児童生徒への日常的な働きかけ等)
- イ) 児童生徒一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。(教職員の気づき、定期的な実態調査、定期的な教育相談等)
- ウ) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。(児童生徒との信頼関係の構築、教職員の協働体制、自己肯定感・自己有用感の醸成、児童生徒の自発的・自治的活動の支援等)
- エ) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。(授業についていけない焦りや劣等感からくるストレスを生じさせないために「わかる・できる・のびる」授業の実現)
- オ) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。(人権教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の推進、人間関係を構築する能力の育成、性同一性障害等に関する正しい理解の促進等)
- カ) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。(情報モラル教育等の充実)
- キ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。(教師の不適切な認識や言動がいじめの「観衆」や「傍観者」をつくることがある。)
- ク) いじめの未然防止に向けて、保護者や地域へ積極的に働きかける。(学校の指導方針、いじめの実態及びいじめ実態調査の結果分析の公表、いじめの問題性、家庭教育の大切さ等)

② 早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いでカモフラージュして行われたりする。また、いじめられている本人からの訴えが少ないことも特徴の一つである。ケンカやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。さらに、ネットいじめを学校で発見することも大変難しい状況がある。

このように、いじめ、中でも「暴力を伴わないいじめ」は、早期発見が難しいが、だからこそ学校では、さまざまなきめ細かな取組を通して、認知能力を高め、早期発見が可能になるような体制を構築する必要がある。たとえば次のような取組が考えられる。

- ア) 市教育委員会が実施する定期的ないじめに係る実態調査をはじめ、学校独自のいじめ面談調査を実施したり、全児童生徒を対象にした定期的な教育相談を実施したりする。

- イ) 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して相談・通報できる学校の窓口や組織、丹波市内外の相談窓口について入学時や各学年の初めの時期に広く周知する。
- ウ) 授業の内外を問わず、児童生徒の学校生活の様子（個人、集団）に目を配り、小さな変化も見逃さないようにする。
- エ) 日記、生活ノート、連絡帳等を通じて児童生徒の悩みや訴えを把握したり、個人面談、家庭訪問等の機会を活用して保護者との連携を密にしたりし、児童生徒やその保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っておく。

③ いじめに対する措置

いじめを認知した場合、学校は次のことに留意しながら、迅速に、組織的に対応していくことが必要である。

- ア) 教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する義務がある。
- イ) いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。
- ウ) いじめた児童生徒には、被害者の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して加害者の継続的な指導及び支援を行う。
- エ) いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。
- オ) インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- カ) いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間(3 カ月程度)なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。
- キ) いじめに対する措置を行うに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには細心の注意を払う。

このように、いじめへの対応は、迅速であること、組織的に対応すること、さらにいじめが解消したことで終わりではなく、再発防止・未然防止の活動までを含めた取組が必要である。そのことを踏まえ、学校は、次のことを行う。

ア) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図の作成

いじめが発生・認知された場合の対応方法やその具体的な内容について、各学校の実情に応じた流れ図を作成するとともに、それが実効的に機能するように教職員の共通理解を深める。また必要に応じてその内容を検証し、修正を図るものとする。

イ) 市教育委員会への報告

学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかにいじめの事実確認を行うための措置を講ずるとともに、その経過等をその都度市教育委員会に報告するものとする。

④ その他の留意事項

ア) いじめの防止等の取組に関する年間計画の策定

いじめの防止等のためには校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのために学校では、毎年いじめの防止等に関する年間指導計画を作成し、それをもとに年間を通じて取り組むものとする。

イ) 校内研修の充実

いじめの防止等のためには、教職員の共通理解に基づく取組が不可欠であることから、学校基本方針や児童生徒の状況等、いじめ問題に関する校内研修を実施する。その際「いじめ対応マニュアル（改訂版）－すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－」（平成29年8月兵庫県教育委員会）などを積極的に活用することとする。

ウ) 校務の能率化

教職員が児童生徒の学校での様子をきめ細やかに見守ったり、ゆったりとした気持ちで児童生徒に向き合ったりするためには、教職員に時間的なゆとりが必要である。そのためには校務分掌を見直すことや事務作業を効率化するなど、校務全般の能率化を図り、その時間が確保できるように努めることが大切である。

エ) 学校評価と教職員人事評価・育成システムの実施に当たっての留意事項

学校評価や教職員人事評価・育成システムを実施するに当たり、いじめ問題に関する項目を設ける。いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、アンケート、個人面談、校内研修の実施状況等学校の実情を踏まえた具体的な取組状況や達成状況等についてPDCAサイクルに基づき、適切に評価することが大切である。

オ) 家庭・地域との連携

いじめの防止等のための取組については、家庭や地域との連携の下に推進されることが何よりも重要である。学校基本方針の保護者や地域住民への説明、いじめに関する学校の状況や具体的な取組等について理解が得られるよう、あらゆる機会を通じて家庭や地域に発信し、互いに連携・協働して取組が推進できるように努める。

3 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア) 重大事態の定義

- I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

Ⅱ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

イ) 重大事態の報告及び判断

学校長は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。学校長からの報告を受けた市教育委員会は、いじめ対応プロジェクトチームにおいて、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうか判断する。重大事態と判断した場合は市長に報告する。

ウ) 調査の趣旨および調査主体について

○調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処すること、及び同種の事態の発生の未然防止に資するために行う。

○調査主体

- ・報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や調査組織をどうするかについて判断する。
- ・重大事態の調査は、学校または市教育委員会が行う。
- ・学校主体の調査では「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査する。

エ) 調査を行うための組織について

○市教育委員会が調査主体になる場合

- ・市教育委員会は、調査を行う機関として独立した丹波市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を組織し、専門委員会が公平・中立性を旨として調査にあたる。

○学校が調査主体になる場合

- ・いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。

いずれの場合も、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。

オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・当該いじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係等について十分に聴き取る。
- ・在籍児童生徒や教職員にも聴き取り調査を行う。
- ・その際、いじめられた児童生徒や情報提供した児童生徒を守ることを最優先す

る。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施することが必要になる。その際は、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にして調査するものとする。

カ) その他の留意事項

いじめ事案として学校又は市教育委員会が調査した結果、「重大事態」と判断する場合は、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じ新たな調査を行ったりすることとする。事案の重大性に鑑み、市教育委員会は出席停止措置の活用、いじめられた児童生徒及び保護者が希望する場合は、就学校の指定変更や校区外就学等の弾力的な対応をはじめ、積極的な支援を行う。

学校及び市教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。不登校事案については、さらに適応指導教室と連携して対応する。また、予断のない情報発信やプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に、調査の結果明らかになった事実関係を報告する。
- ・情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で行う。
- ・学校が情報の提供を行う場合、市教育委員会はその内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ) 調査結果の報告

調査結果は市長に報告するものとする。

前項の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒及び保護者の所見を調査結果報告に添えることもできる。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

前項の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、学校又は市教育委員会による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行う組織は、学識経験者、弁護士、教職経験者等で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係がない第三者で構成するものとする。再調査の結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及

び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために次のような措置を講ずる。

- ・指導主事や専門家の派遣による重点的な支援
- ・生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化
- ・心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置
- ・必要な教育予算の確保
- ・児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置 等

再調査を行った場合は、市長はその結果を議会に報告しなければならない。その際、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行う。

4 資料の保管

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童生徒が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市基本方針は、実情に応じて見直しを行い、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずる。

丹波市におけるいじめ問題への対応



